

重要事項説明書

廿日市市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月19日条例第27号）及び廿日市市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱（令和4年4月1日告示83号）に基づいて、当事業者がお伝えすべき事項は次のとおりです。

1 事業の目的

利用者の能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。また、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

2 運営の方針

利用者の人格を尊重し、関係機関との連絡調整を図りながら、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、地域や家族との結びつきを重視した運営を行います。

3 なないろプラスの概要

事業者の指定番号およびサービス提供地域

法人の名称	株式会社セブンカラー
法人の所在地	広島県廿日市市宮内4298 グランカーサ宮内102
事業所の名称	なないろプラス
事業所の所在地	広島県廿日市市宮内4298 グランカーサ宮内102
事業の種類	指定地域密着型通所介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業サービス
介護保険事業者番号	3492700251
開始年月日	指定地域密着型通所介護：令和元年 6月 1日 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業サービス：令和元年6月 1日
管理者	下沖 昌也
連絡先	0829-20-5326
利用定員	10名（指定地域密着型通所介護・通所介護型サービスの合計）
サービス提供地域	廿日市市（宮島、吉和地区をのぞく）

営業日と営業時間

月曜日～金曜日（祝日営業）	8:00～17:00
---------------	------------

サービス提供時間

月曜日～金曜日（祝日営業）	① 9:00～12:00、② 13:15～16:15
---------------	----------------------------

営業しない日

土曜・日曜日、12月31日～1月3日、8月13日～8月15日暴風雨や積雪等の悪天候や悪路、感染症の流行など安全衛生管理上必要な場合は、臨時休業させていただくことがあります。

職員体制

	専従	兼務	計	職務の内容
管理者	0名	1名	1名	従業員の管理及び業務の管理
生活相談員	0名	1名	1名	利用者又はその家族の相談に応じ、助言その他援助
看護職員	0名	1名	1名	利用者の健康状態の把握・管理
介護職員	1名以上	0名	1名以上	利用者の心身の状況に応じた介護・相談利用者状況把握
機能訓練指導員	1名	1名	2名	利用者の状況に応じた機能訓練

4 サービス内容

地域密着型通所介護計画、通所介護型サービス計画に沿って、排泄、レクリエーション、送迎、生活相談及び援助、機能訓練、健康チェック、その他必要な介護等を行います。

5 利用料金

利用料（1回あたりの自己負担額）・・・地域密着型通所介護

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上4時間未満	416単位	478単位	540単位	600単位	663単位

※介護保険負担割合証が、2割、3割の方は、上記保険給付の自己負担額が2倍、3倍になります。

- ①介護処遇等改善加算（Ⅲ）として介護サービス利用料金の8%を加算致します。
- ② 個別機能訓練加算（Ⅰ）イとして56単位、（Ⅱ）として20単位を加算致します。（対象者のみ）
- ③ サービス提供体制加算（Ⅱ）として18単位を加算致します。（対象月から）

利用料（1月あたりの自己負担額）・・・介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業サービス

介護度	要支援1、事業対象者	要支援2
4時間未満	1,748単位	3,571単位
介護度	要支援2で週1回程度利用の方	
4時間未満	1,798単位	

※介護保険負担割合証が、2割、3割の方は、上記保険給付の自己負担額が2倍、3倍になります。

- ①介護処遇等改善加算（Ⅲ）として介護サービス利用料金の8%を加算致します。
- ②サービス提供体制加算（Ⅱ）として事業対象者、要支援1、要支援2で週一回利用の方は72単位、要支援2で週2回利用のかたは144単位加算されます。（対象月から）

※7級地（廿日市市）につき、10.14を乗じた（ご利用金額の合計に対し）金額が自己負担額になります。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、超過部分については全額自己負担となります。

※送迎を行わない場合は、片道47単位の減算の対象となります。

※事業所で定めた休業日に関しては日割り計算の対象となりません。

○自費をいただくもの（介護保険適用外）

紙パンツ	100円
尿取りパット	50円

(2) 交通費

通常の送迎範囲内での交通費は発生致しません。送迎に関して自宅、事業所以外の場所での乗降はできかねます。通常の事業実施地域外に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収させていただきます。

(3) 料金の支払方法

月末締めとし、毎月10日頃までに前月分の料金の請求書及び明細書をお渡しさせていただきます。当該料金は毎月26日（26日が土日祝日の場合はその翌営業日が振替日となります。）に口座振替とさせていただきます。場合によっては現金でのお支払いも可能です。

6 身体の拘束等

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載することとします。

7 非常災害対策

①消火器等の消火設備、非常口等の避難設備、および非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を点検しています。②消防機関との連携を密にして、避難救出及び消火に関する訓練を適宜実施しています。

8 衛生管理等

全ての従業者は定期的に健康診断を行い、健康管理、清潔の保持に努めます。事業所の設備及び備品等を清潔にし、衛生管理に留意します。事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないよう十分に留意します。

9 秘密の保持等

従業者は業務上知り得た秘密を洩らしません。また、退職後もこれを守秘します。但し、別紙2に掲げる「個人情報情報の使用」については、予め利用者及び身元引受人の同意を得て、情報提供を行います。

10 高齢者虐待防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会の開催とその結果の従業者への周知徹底
- (2) 虐待の防止の為の指針の整備
- (3) 虐待の防止の為の従業者に対する研修の実施
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) 虐待防止に迅速かつ適切に対応するための担当者は虐待防止責任者（管理者）とし、必要な措置を講ずる
- (6) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を行い、虐待が疑われる事例を発見した場合、市町等関係機関に報告する。
- (7) 虐待防止委員会を定期的に開催し、年2回以上虐待防止に関する職員研修を実施する。また、個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。
- (8) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底し、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備を行う。

11 ハラスメント防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。(1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為 (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為 (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

12 運営推進会議について

①事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。また、当事業所が行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。

②「運営推進会議」の構成員は、ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上会議を開催します。

13 第三者評価の実施

実施している	<input checked="" type="radio"/> 実施していない
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 】
【結果の開示状況：	】

14 当事業所利用にあたっての留意事項

居室・設備 器具の利用	事業所内の居室や設備・器具は、本来の用法に従って利用して下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	敷地内全面禁煙。
迷惑行為等	他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	自己管理を原則とします。なお、貴重品についてはご相談下さい。

(別紙1)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	なないろプラス
申請するサービス種類	指定地域密着型通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業サービス

措置の概要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

窓口設置場所	住 所：広島県廿日市市宮内4298 グランカーサ宮内102
	事業所名：なないろプラス
	電話番号：(0829) 20-5326
受付時間・曜日	受付時間：8:00～17:00
	受 付 日：月曜日～金曜日（盆、正月をのぞく）
窓口担当者	管理者 下沖 昌也
市町等窓口	廿日市市高齢介護課 (0829) 30-9196
	広島県国民健康保険団体連合会 (082) 554-0783

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

(1) 相談及び苦情の対応

相談又は苦情電話があった場合は、原則として管理者が対応する。
管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告する。

(2) 確認事項

- ①相談又は苦情のあった利用者の氏名 ②提供したサービスの種類、年月日及び時間
③サービス提供した職員の氏名(利用者が分る場合) ④具体的な苦情・相談内容
⑤その他参考となる事項

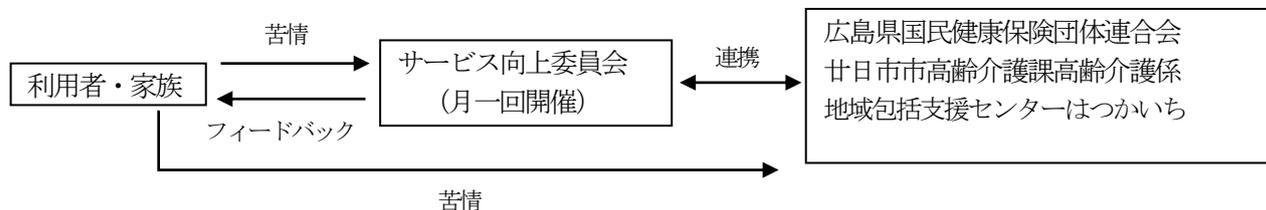
(3) (2) の記載事項について管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催し、以下の内容を議論する。

- ・サービスを提供した者からの概況説明
- ・問題点の洗い出し、整理及び今後の改善についての検討
- ・文書による回答案の検討

(4) 対応方法を決定し、苦情を処理する（電話、訪問等にて説明、話し合い）

(5) 苦情処理困難な事例に対しては他機関との連携を図る（国保連、廿日市市等）

(6) 決定した今後の方針について苦情申し立て者へのフィードバックの充実を図る



3 その他参考事項

- ・苦情に対しての迅速な対応について会議等で常に確認する。
- ・サービスの提供に当たり、利用マニュアルにおいて接遇などを徹底する他、適宜研修を実施し、より利用者の立場に立ったサービス提供を心がけるよう職員指導を行う。

(別紙2)

個人情報の使用について

当施設では、個人情報について、使用目的を以下のとおり定めております。

【利用者への介護サービスの提供に必要な使用目的】

[指定地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業サービスでの使用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
一入退所等の管理 一会計・経理 一事故等の報告 一当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う使用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
一利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
一利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
一検体検査業務の委託その他の業務委託 一家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
一保険事務の委託 一審査支払機関へのレセプトの提出
一審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の使用目的】 [当施設の内部での利用に係る使用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
一医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
一当施設において行われる学生の実習への協力
一当施設において行われる事例研究、施設内の写真・作品及び居室、面会簿への氏名の掲示

[他の事業者等への情報提供に係る使用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち 一外部監査機関への情報提供
- ・令和元年10月一部改訂（介護報酬改定の為）
- ・令和2年2月一部改訂（実地指導の指摘による）
- ・令和2年7月一部改訂（職員増員、加算項目の追加による）
- ・令和3年4月一部改訂（介護報酬改定、加算項目追加による）
- ・令和3年6月一部改訂（利用定員変更、介護職員増員の為）
- ・令和4年10月一部改訂（加算項目追加による）
- ・令和5年9月一部改正（ハラスメント対策項目追加、虐待防止対策一部変更）
- ・令和6年4月一部改正（介護報酬改定の為）
- ・令和6年6月一部改訂（提供時間、定員変更、介護職員処遇改善加算の改訂）